

東栄町地域おこし協力隊（民間企業等受入型）  
受入事業者 募集要項

令和8年5月

東栄町

## 東栄町地域おこし協力隊（民間企業等受入型）受入事業者 募集要項

### 1 事業の目的と概要

地域の活性化及び地域産業の振興を目的として、都市部から人材を誘致し、地域における活動を通じて定住・定着を図るため、総務省が定める「地域おこし協力隊推進要綱」（平成21年総行応第38号）に基づき、東栄町地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）を平成25年度から委嘱しています。令和8年4月1日時点で6名の隊員が町内で活動していますが、そのうち1名の移籍先として、地域課題の解決や移住・定住策に寄与するため、隊員と協働して地域協力活動を行う民間企業等（以下「事業者」という。）を募集します。

### 2 受入隊員（以下「隊員A」）について

#### (1) 東栄町地域おこし協力隊としての経歴

20代女性。令和7年10月から令和8年5月まで株式会社 kiyomari に所属し、森林資源を活用した商品、サービスを開発、多様性と持続性のある森林づくりを行うことを目的として活動。

#### (2) 主な活動実績

- ・フレグランス用素材（杉、クロモジ）採取
- ・東栄町制70周年記念式典における記念品（フレグランス）の製作
- ・三ツ瀬地区町民と清学山荘にてお茶会（交流会）企画実施
- ・「日本の森のアロマ講座」で森林アロマの活用法を学ぶ
- ・「茶道から学ぶホスピタリティ講座」にて来客対応等を学ぶ
- ・企業向け半日リトリート体験の準備と来客対応
- ・協力隊活動報告会オープンデーにて枝葉の香り比べ体験と杉のお茶試作品用意

### 3 応募対象者

応募できる事業者は、町内に事務所・事業所等を置く法人（株式会社・NPO法人・一般社団法人など）及び町内に住所を置く個人事業主です。

### 4 応募要件

事業者として応募する方は、隊員の活動を支援し、活動基盤の強化を図るとともに、次の要件を満たしている必要があります。

- (1) 隊員は既存事業の運営をするための補充人材ではなく、新たな取組に挑戦するために必要な人材として雇用すること。
- (2) 隊員の活動内容、研修内容に関して責任を持ち、町内での生活をサポートする担当者を配置し、その担当者は町からの問い合わせに迅速に対応すること。
- (3) 隊員が受入期間終了後も希望すれば、町内で働き続けられるように責任を持つこと。
- (4) 事業者の運営に関する規則（定款、規約、会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (5) 町民税の申告義務があり町税を滞納している事業者でないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないこと。
- (7) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者でないこと。
- (8) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者でないこと。

## 5 契約に関する事項

### (1) 隊員の取扱

- ① 町は「東栄町地域おこし協力隊」として委嘱します。
- ② 事業者は、隊員と雇用契約を締結します。
- ③ 受入隊員数は、当該年度において1名までとし、常時2名を上限とします。
- ④ 一つの活動につき1名までの受入れとします。

### (2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 町との関係性

事業者と町は、委託契約を締結します。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しない又は解除することがあります。

### (4) 財政支援

1隊員あたり 金4,400,000円/年（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。なお、次の内訳の上限を超える流用は認められません。

内訳	報償費	2,400,000円
	上記以外の活動に関する経費【活動費】	2,000,000円

※年度途中で雇用した場合又は解雇した場合の上限は、月割により計算します（1,000円に満たない端数は切り捨てる。）。

### (5) 委託契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで。

なお、隊員Aは令和7年10月1日から令和8年5月31日まで別の受入事業者の下で活動していることから、隊員の任期（最長3年：令和10年9月30日まで）に応じて再委託することができます。

### (6) 委託料の支払い

町の審査を経て、事業者の請求に基づき支払うこととします。請求額の根拠資料も併せてご提出ください。

### (7) 会計処理等

委託料の会計処理については、次のとおり対応してください。

- ① 独立した口座を開設してください。
- ② 専用の帳簿（任意様式）を設け、費用区分に従い整理してください。
- ③ 支出の根拠となる請求書、領収書及び振込依頼書等を保存してください。
- ④ 委託業務に係る帳簿及び証拠書類等は、委託業務完了年度の翌年度から5年間保存してください。

### (8) その他

- ① 財政支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源に支援するものであり、国の同要綱の改正が行われた場合は、財政支援額に変更が生じることがあります。
- ② 審査等の状況により、受入希望に沿えないことがあります。
- ③ 隊員の活動期間は、原則として1年以内とし、3年を限度として期間を更新することができます。ただし、隊員Aは令和7年10月1日から令和8年5月31日まで別の受入事業者の下で活動していることから、任期は最長で令和10年9月30日までとします。財政支援も同様とし、それ以降の財政支援は行いません。

## 6 スケジュール

応募期間	令和8年5月13日（水）から令和8年5月24日（日）まで
審査（書類・面談）	令和8年5月28日（木）までに実施
受入事業者決定	令和8年5月29日（金）
活動開始	令和8年6月1日（月）

## 7 応募手続き等に関する事項

### (1) 提出書類

- ① 東栄町地域おこし協力隊員受入申込書（別記様式第1号）
- ② 応募要件に係る宣誓書（別記様式第2号）
- ③ 活動支援事業等提案書（別記様式第3号）
- ④ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤ 隊員の労働条件を示す書類
- ⑥ その他参考資料（任意・様式自由）

### (2) 提出方法など

- ① 提出部数 (1)の書類①～⑥をまとめて1部
- ② 提出方法 持参若しくは郵送
- ③ 提出期限 令和8年5月24日（日） 必着

## 8 事業者の選定

### (1) 選定方法

本募集要項に定める要件及び業務遂行能力、事業の実現性・継続性、独自性・先進性などを総合的に評価して事業者を選定します。特に隊員Aの活動実績との親和性や、隊員の配置により地域の活性化にどう貢献するのが重要なポイントとなります。

### (2) 採用予定事業者数

1事業者

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

- ① 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- ② その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

### (4) 選定結果の通知

選定の結果は決定後速やかに、応募者に対して通知します。

## 9 その他

- (1) 提出いただいた書類は返却しません。
- (2) 提出書類は、本事業等の目的用途以外に使用しません。
- (3) 提案書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出してください。

## 10 提出先・問い合わせ先

東栄町政策推進課政策係

449-0292 北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑25番地

電話：0536-76-0502

FAX : 0536-76-1725

メール : [seisaku@town.toei.lg.jp](mailto:seisaku@town.toei.lg.jp)